

# T.H.マーシャルのシティズンシップ論再考

## ——『シティズンシップと社会的階級』を中心に——

吉 田 竜 平

# T.H. マーシャルのシティズンシップ論再考 ——『シティズンシップと社会的階級』を中心に——

吉 田 竜 平

## 目次

1. はじめに
2. 先行研究からみるシティズンシップ概念の歴史の変遷
3. T.H. マーシャルのシティズンシップ論の概要と批判
  - (1) T.H. マーシャルのシティズンシップ論の概要
  - (2) T.H. マーシャルのシティズンシップ論に対する批判
4. T.H. マーシャルのシティズンシップ論に対する批判の妥当性
5. 結論—T.H. マーシャルのシティズンシップ論の現代的意義—
6. おわりに

## 【要旨】

本稿では、T.H. マーシャルとトム・ボットモアの著書『シティズンシップと社会的階級』にて論じられたシティズンシップ論を再検討し、その現代的意義について考察した。具体的には、シティズンシップ概念の歴史の変遷について整理したうえで、T.H. マーシャルのシティズンシップ論を概観し、寄せられた批判から第1に、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は、もっぱらイギリスを念頭においたものであり、他国においては適用できないというものと、第2に、近代的なシティズンシップをナショナルなシティズンシップに限定してしまっており、結果として移民や難民に対する権利保障が度外視されているという2つの批判を重要なものとして検討した。結果、第1の批判は、全ての国々が解決を迫られた問題であり、イギリスのみならず他の諸国の分析にもその視点は応用できること、第2の批判は、適切な権利の組み合わせからなるメンバーシップという原則によって、重層的に社会を形成していくという論理を含んでおり、人々が帰属意識をもちうる社会の範囲を広げていく可能性を含んでいることが明らかになった。これらのことより T.H. マーシャルのシティズンシップ論は現代においてもなお大きな意義を有しているといえる。

## 1. はじめに

1990年前後から、グローバル化に伴って国民国家内部でのエスニシティ、ジェンダー、宗教、文化といったそれぞれの差異が露呈してきたことで、とりわけ政治領域において、シティズンシップの在り方が根本的に問い直されるようになってきた。「シティズンシップ」という用語は、わが国のシティズンシップ研究において、これまで「市民権」「市民性」「市民資格」などとといった訳語があらわれてきた経緯があるが「シティズンシップ」或いは「シチズンシップ」というカタカナで

の表記が使用され始めたのは、1990年代になってからであり、特に1993年に邦訳されたシティズンシップ論の古典的著作とされている T.H. マーシャルとトム・ボットモアの著書『シティズンシップと社会的階級』あたりからといえる。この『シティズンシップと社会的階級』<sup>1)</sup> は、今日でも幅広い関心を集めており、参照するにせよ、批判するにせよ、シティズンシップ研究における「必読文献」となっている(時安 2011: 224)。

T.H. マーシャルは、イギリスの社会政策学者であり、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(London School of Economics

and Political Science) で1944年から1949年まで社会学部長を務め、その後においてもユネスコ (UNESCO) の社会科学部門の部長職、国際社会学会の会長を歴任した人物である。

T. H. マーシャルはトム・ボットモアとの著書『シティズンシップと社会的階級』において、シティズンシップ概念を「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分である。この地位身分を持っているすべての人びとは、その地位身分に付与された権利と義務において平等である。」(T. H. マーシャル・トム・ボットモア 1993: 37) と定義し、市民の平等性と市民がもつ諸権利、とりわけ社会的権利を定義することにより、第二次世界大戦後の福祉国家を理論的に支える役割を担ったといえる。

T. H. マーシャルのシティズンシップ論は「シティズンシップが市民・政治・社会の三要素から分析できることを簡潔に示した」(亀山 2012: 22)、「とりわけ重要なのは、シティズンシップの政治的な局面に社会的な局面を付け加えた人物は、彼以前にはほとんどいなかった」(D. ヒーター 2012: 32) などと評価されており、更に村上によれば、その後の政治学分野において、移民の増加、マイノリティやジェンダー、あるいは貧困と格差の問題などについての活発な議論に受け継がれている一方で、子ども・青年が社会の一員として成熟することに伴うさまざまな現代社会の困難に対する教育についての議論にも受け継がれているとされている(村上 2008: 124)。このように、T. H. マーシャルのシティズンシップ論は、後世のシティズンシップを巡る議論に多大な影響を及ぼすこととなったことは明らかである。

しかしながら、T. H. マーシャルのシティズンシップ論には、かねてから多くの批判が寄せられてきているとともに、『シティズンシップと社会的階級』が発表されてから70年が経過した今、この論文を再考することにと

れだけの意義があるのか、という懐疑的な意見も当然ながらあり得ようが、『シティズンシップと社会的階級』に寄せられた批判を再検討し、彼のシティズンシップ論は、現代の社会的文脈にも適用可能であることを示したい。よって、本稿の目的は、以下の作業を通じて T. H. マーシャルのシティズンシップ論の現代的意義の提示を試みることである。

まず、T. H. マーシャルのシティズンシップ論を検討する前作業として、古代ギリシアから近代までのシティズンシップ概念の歴史の変遷を概観する。次に、『シティズンシップと社会的階級』における T. H. マーシャルのシティズンシップ論の概要を紹介し、寄せられた主要な批判について検討する。そして、それら批判の妥当性について検討し、T. H. マーシャルのシティズンシップ論が有する現代的意義を考察する。最後に、総括と本稿の限界を述べてゆきたい。

では、本題に入る前作業として、シティズンシップ概念がこれまでどのような歴史の変遷を辿ってきたのかを概観する為に、先行研究の整理から始めることとする。

## 2. 先行研究からみるシティズンシップ概念の歴史の変遷

T. H. マーシャルのシティズンシップの定義にならない、シティズンシップを「ある共同社会の完全な成員である人びとに与えられた地位身分」とすれば、その起源は古代ギリシアのポリス社会に遡ることができる。

この時期のシティズンシップを獲得する基準について B. S. ターナーは、「財産を有し、自己訓練と教育の結果として、統治し、支配しうる能力と同一視」されていたこと、また「奴隷や女性、子ども、さらには、ポリス社会の外に住む外国人は『市民』のカテゴリから排除されていた」ことに言及している (Turner 1986: 13-14; 伊藤 1996: 139)。

そして、伊藤は、古代ギリシアのシティズンシップの特徴として「現在、使われているような意味での国民国家を前提としたシティズンシップの概念は形成されていなかった」こと、また、シティズンシップは地域的に限定されたポリス社会の「エリート層の閉鎖的特権」に他ならなかったことに言及している（伊藤 1996：139）。

シティズンシップ概念は、ポリス社会の解体後、ローマ帝国時代において、古代ギリシア的な意味合いから変化が見られ始めるようになっていった。伊藤に従えば、共和政時代のローマにおいては、古代ギリシアにおけるポリス的なシティズンシップ観が維持されていたが、アントニス勅令以降、帝政期時代のローマでは、古代ギリシアのシティズンシップ観が有していた閉鎖的性格は弱まり、「帝国内の奴隷を除く、ほぼ全ての人々にローマ市民権が認められ」、シティズンシップは、「一定の普遍性と抽象性を獲得するようになっていった」とされている（伊藤 1996：140）。更に岡野によれば、この時代のシティズンシップについて「ローマ帝国支配が及ぶ領域内に生きる人々にとっての法的な保護領域」を示すようになり、古代ギリシアのシティズンシップに見られた、徳を身に着け、良き市民になるといった「いかなる実践を市民に期待しているか」といった実質的な内容を示すものではなく、むしろ純粋な法的の身分を表す形式的な概念」に変化したとされている（岡野 2009：33）。

そして、古代ローマ帝国崩壊後の西欧では、共同体土地所有と身分制度を基軸とした中世封建社会が成立し、この時期のシティズンシップは、ローマ帝政期時代の普遍的性格が再び薄れていき、村落共同体、都市、ギルドといった「地域的な共同体の成員性」といった性格を強めていった（伊藤 1996：140）。T. H. マーシャルは、この時期のシティズンシップの特徴として、なかには平等な市民の

地位身分も見出されていたが、それは全国的なものではなく、きわめて地域的なもので、多くの場合「階級の証明印であり、不平等を測る尺度」で、「貴族であれ平民であれ、自由人であれ奴隷であれ—すべての人に付与されるような一連の均一な権利や義務は存在しなかった」と述べている（T. H. マーシャル・トム・ボットモア 1993：17）。

その後、17世紀になると、ホップズ、ロック、ルソーらを中心に、絶対的な国家主権が唱えられ、国家成立以前の自然状態において、人は平等であり、自由であるといった自然権に基づくシティズンシップ論が誕生することとなった。亀山に従えば、ホップズ、ロック、ルソーらの啓蒙思想家は「階級的な特権としての中世的なシティズンシップに普遍的な平等を対置」させ、17世紀のイギリスの清教徒革命、名誉革命、18世紀のアメリカ独立、フランス革命といった市民革命を通じて、普遍的な人権概念が実定法化してゆき、特殊なシティズンシップとして「各国ごとの法体系によって保障される諸権利」が具現化したとされている（亀山 2011：29）。

以降、この近代<sup>2)</sup>のシティズンシップは、中世以前のシティズンシップと比較すれば、国家という境界線はあれど、ほぼ普遍的といえる。また、近代のシティズンシップの出自は、自然状態における平等と自由をよりよく実現するために国家設立の契約を結び、その結果として自然法と実定法を遵守する義務を負うという社会契約論にあるということが出来よう。岡野は、近代のシティズンシップの特徴を、①個人はもはやポリス的動物とは考えられない。②全ての個人には平等な固有の権利が備わっている。③何人であれその権利を奪われてはならない。という3点に整理し、「個人の権利を重視する理論はシティズンとは誰か、どのような活動・実践に従事すべきか、という問いに対する問題意識が希薄」

になったことを指摘している(岡野 2009: 36)。この岡野の指摘から、近代のシティズンシップ論は「義務」よりも「権利」が重視されたものであることがみてとれる。

T. H. マーシャルのシティズンシップ論についても、キムリッカより「権利としてのシティズンシップという戦後の構想のなかで最も影響力があった」(W. キムリッカ 2005: 418) と評されているとおり、「権利」が重視されているシティズンシップ論と捉えられている側面がある。続いて、T. H. マーシャルのシティズンシップ論の概要と寄せられた批判について概観してゆくこととしたい。

### 3. T.H. マーシャルのシティズンシップ論の概要と批判

#### (1) T.H. マーシャルのシティズンシップ論の概要

T. H. マーシャルの『シティズンシップと社会的階級』の趣旨は①封建社会における不平等かつ固定的な地位身分と近代社会における平等主義的なシティズンシップを対比すること、②資本制的な社会的階級の不平等性の下で近代的なシティズンシップがいかに進展してきたかを歴史的且つ論証的に説明することであった。その際の T. H. マーシャルの姿勢は、マルクス主義の批判と第二次世界大戦下のナチス・ドイツ的「戦争国家 (warfare-state)」のアンチテーゼとしての「福祉国家 (welfare-state)」を擁護しつつ、福祉国家の内実を3つの権利概念から理念化を試みたこととであったといえよう。事実、T. H. マーシャルのシティズンシップ論において、わが国で最も頻繁にフォーカスされるのは、市民的権利、政治的権利、社会的権利の確立を論じた箇所である。以下に、これら3つの権利概念について概観してゆきたい。

まず、市民的権利とは、「個人の自由のために必要とされる諸権利から成り立ってい

る。すなわち、人身の自由、言論・思想・信条の自由、財産を所有し正当な契約を結ぶ権利、裁判に訴える権利」であり、「裁判に訴える権利は、他者ととも平等に保有しているあらゆる諸権利を、正当な法的手続きに従って擁護し主張するという権利」である為、「市民的権利と最も直接に結びついている制度は法廷である」とされている。(T. H. マーシャル・トム・ボットモア 1993: 15)。また、18世紀以前の市民的権利は、一定の社会階級に限定したエリザベス朝の職人条例、雇用を当該都市の住民にのみ限定した地方的規制や人員調達よりも人員排除の道具としての徒弟制などにより、すべての成員のものではなかった(T. H. マーシャル・トム・ボットモア 1993: 21)。

次に、政治的権利とは、「政治的権威を認められた団体の成員として、あるいはそうした団体の成員を選挙する者として、政治権力の行使に参加する権利」であり、「この権利に対応する制度は議院および地方議会である」とされている。(T. H. マーシャル・トム・ボットモア 1993: 15)。19世紀の資本主義社会は、政治的権利を市民的権利から二次的に派生する副産物として取り扱っており、限られた経済的階級の特権としてこの権利を享受することが認められていた。イギリス内で政治的権利が完全に平等になったのは21歳以上の男女全員を有権者として定めた1948年の国民代表法からであった(T. H. マーシャル・トム・ボットモア 1993: 26-27)。

最後に、社会的権利とは、「経済的福祉と安全の最小限を請求する権利に始まって、社会的財産を完全に分かち合う権利や、社会の標準的な水準に照らして文明市民としての生活を送る権利に至るまでの、広範囲の諸権利のことを意味」するとして「これと最も密接に結びついている制度は教育システムと社会的サービスである」とされている(T. H. マーシャル・トム・ボットモア 1993: 15-16)。

T.H. マーシャルによれば、「シティズンシップというものはその初期の形態においてさえも平等の原理」であったし (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 43), 上述の3つの諸権利は「一本の織り糸」のように融合していた (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 16)。そしてそれは、もともと限られた範囲の人々の特権であったが、近代のシティズンシップの発展過程で成員の資格を広げ、その内容を豊富化すると同時に、制度的に分化していったとされている (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 17)。

更に、T.H. マーシャルは、「シティズンシップの三つの要素が依拠していた諸制度が分離したとき、それぞれの要素は別々の道を歩むことができるようになり、各々の特殊な原理によって導かれながら、各々の速度で発展していった」ことについて触れ (T.H. マーシャル・ボットモア 1993 : 18), 市民的権利、政治的権利、社会的権利の「三者のあいだの分離はまったく完璧だったので、各々の権利の形成期をそれぞれ異なる世紀にふり当てることは、歴史的正確さをそれほど犠牲にすることなくして可能である」として、市民的権利、政治的権利、社会的権利それぞれの権利の形成期を、市民的権利は18世紀に、政治的権利は19世紀に、社会的権利は20世紀にふり当てている (T.H. マーシャル・ボットモア 1993 : 18)。

このT.H. マーシャルが示したシティズンシップ論は、その後のシティズンシップ論に多大な影響を及ぼすこととなったが、他方でその影響力の大きさ故に、現在まで様々な種類の批判に晒されてきている。次にT.H. マーシャルのシティズンシップ論に対する主要な批判について先行研究をもとに概観してゆくこととする。

## (2) T.H. マーシャルのシティズンシップ論に対する批判

T.H. マーシャルのシティズンシップ論の批判の主要なものとして、第1に、18世紀における市民的権利、19世紀における政治的権利、20世紀における社会的権利といった諸権利の確立の過程は、単線的であり、闘争を無視しているというものがある。A. ギデンズは、市民的権利は18世紀に、政治的権利は19世紀に、社会的権利は20世紀に発展したという図式はあまりにも整然としすぎており、イギリスにおいてさえも、一部の市民的権利は20世紀に入って初めて獲得されており、イギリス以外のところでは、権利の実現する順番が全く異なっており「シティズンシップの権利が三段階を経て連続的に発達していくと簡単に描写することはできない」(A. ギデンズ 1999 : 236) と指摘している。

A. ギデンズは更に、「シティズンシップと階級の間『闘争』が生じただけでなく、シティズンシップの権利そのものを獲得するための闘争も・・・生じた。」(A. ギデンズ 1999 : 236) として、T.H. マーシャルが、シティズンシップの諸権利の発展過程を単線的な「進化」の過程とみなし、権利獲得のための「闘争」の存在を無視していることについても指摘している。このA. ギデンズの「闘争」を無視しているという指摘は、T.H. マーシャルのシティズンシップの考え方を「進化論的」と評価したG. デランティにも共有されている (G. デランティ 2004 : 30)。

第2に、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は、もっぱらイギリス中心であり、他国においては適用できないという批判がある。亀山は、T.H. マーシャルのシティズンシップ論について「イギリス (イングランド) という枠組みを当然視」しており、「自民族・男性中心主義で、マイノリティは念頭にない」(亀山 2012 : 24) と指摘し、また、M. マンも『シティズンシップと社会的階級

の顕著な特徴として、「ただひたすら英本国」Great Britain についての本』であり、他国に関する言及がないことについて指摘している (Mann 1996 : 126 ; 岡野 2009 : 60)。

第3に、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は「権利」を意識するあまり、「義務」や「責任」という要素を軽視しているという批判である。W. キムリッカは、T.H. マーシャルのシティズンシップ論を評価しながらも「受動的」ないし「私的」シティズンシップと形容し、その特徴について「受動的な権限を強調し、公的生活に参加する義務を欠いている」為に「過去10年のあいだに攻撃にさらされてきた」ことについて指摘している (W. キムリッカ 2005 : 419)。更に G. デランティもキムリッカと同じ立場をとっており、「T.H. マーシャルにとってシティズンシップは完全に受動的なものであり、行為主体とはほど遠く、著しく私的なものであった。」と批判している (G. デランティ 2004 : 32)。

第4に、近代的なシティズンシップをナショナルなシティズンシップに限定してしまっており、その結果として移民や難民に対する権利保障が度外視されているという批判がある。ターナーに従えば、T.H. マーシャルは「ネーションを核としその内部で社会的権利が拡大することが、周辺部のひとびとの政治的権利の重要な部分を奪い取ることといかに関連していたか、という問題に真剣に取り組んでいない」(Turner 1986 46-47 ; 岡野 2009 : 61)、また岡野からも『『国家の』成員資格であるシティズンシップが社会全体への参加にとって究極的な条件であるとするならば、その『国家の』成員資格が国家以外のいっさいの『共同体』への《帰属意識》を『排除』、『抑圧』、あるいは『壊滅』してしまったのではないかと疑わないではいられない。」と批判されている (岡野 2009 : 60)。

そして第5に、T.H. マーシャルのシティ

ズンシップ論は、公的世界で行動する自律的な市民像が前提とされている為、家族などの私的領域において女性が直面している不平等や家父長的な支配を不問に付すだけではなく、正当化しさえしているというものである。この批判は、T.H. マーシャルのシティズンシップ論に限ったものではなく、近代的なシティズンシップ論に対して向けられたものといえるものでもあるが、岡野は、「近代以降のシティズンシップ論はどういうわけか、家族という社会制度についてはほとんど語っていない」と指摘し、更に「女性と子どもを『家族の領域』に閉じ込めてしまった」ことに言及している (岡野 2009 : 184)

以上、T.H. マーシャルのシティズンシップ論に向けられた主要な批判は、5つに大別することができる。しかしながら D. ヒーターは、T.H. マーシャルのシティズンシップ論に対して「おびただしい数の欠点が指摘されている」ことについて言及しながらも (D. ヒーター 2012 : 33)、「批判者が彼のテキストから都合の良いところだけを抜き出して読んでいる」問題についても指摘している (D. ヒーター 2012 : 43)。また、石井も B.S. ターナーを援用しながら、「T.H. マーシャルはしばしば誤った根拠に基づいて批判されてきた。少なくとも T.H. マーシャルに対する批判のいくつかは原点の誤読に基づいている」(Turner 1990 : 193 ; 石井 2010 : 247) と論じている。これらのことから T.H. マーシャルのシティズンシップ論に向けられた批判を改めて検討しなおし、その妥当性を検討していく必要があるだろう。続いて T.H. マーシャルのシティズンシップ論に向けられた批判の妥当性を検討する作業に移りたい。

ただし、岡野 (2009) から寄せられた「公的世界で行動する自律的な市民像」が前提とされている為、家族などの私的領域において女性が直面している不平等や家父長的な支配

を不問に付すだけではなく、正当化しさえしているという第5の批判は前述のとおり、T.H. マーシャルのシティズンシップ論に限ったものではなく、近代的シティズンシップ全体に寄せられたものである為、この批判の検討は本稿では行わず、別稿で取り扱うこととしたい<sup>3)</sup>。

#### 4. T.H. マーシャルのシティズンシップ論に対する批判の妥当性

まず、18世紀における市民的権利、19世紀における政治的権利、20世紀における社会的権利といった諸権利の確立の過程は、単線的であり、闘争を無視しているという第1の批判についてである。T.H. マーシャルは、シティズンシップの3つの権利の発展時期について「ある程度の融通性をもってとりあつかわなければならない」とし、「三つの時期、特に後二者のあいだには明白な重なり合いが見て取れる」と述べており、政治的権利と社会的権利の発展時期に重複があったことについてふれている (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 19)。更に T.H. マーシャルは、市民的権利、政治的権利、社会的権利の3要素の発展において、必ずしも闘争がなかったと言っている訳ではないことも明らかである。T.H. マーシャルは、1679年の人身保護律、1689年の信教自由令、1829年のカトリック解放、1824年の団結禁止法の廃止に触れながら、人身の自由や、信仰の自由、カトリック教徒の選挙権の獲得と公職に就く自由などの市民的権利は「裁判所の日々の仕事によって生み出されたもの」であり「議員との闘いのなかで生み出された」として、闘争によって市民的権利が確立されたことについて論じている (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 20-21)。こららのことより第1の批判には妥当性があるとは言いきれないだろう。

次に、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は、もっぱらイギリス中心であり、他国においては適用できないという第2の批判についてである。前述の亀山や M. マン以外に伊藤も「ヨーロッパ諸国においてさえ、シティズンシップの発展の形態や時期は大きく異なっている」ことについて指摘している。(伊藤 1996 : 167)<sup>4)</sup> T.H. マーシャル自身はこの批判について特段の応答は行ってない為、慎重に検討をする必要がある。

そして、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は「権利」を意識するあまり、「義務」や「責任」という要素を軽視しているという第3の批判である。T.H. マーシャルは、「権利を擁護する際にシティズンシップに訴えるならば、その権利に対応するかたちでシティズンシップが含んでいるところの義務も無視することはできなくなる」と述べており、その義務の内容について、「個人的自由を犠牲にしたり、政府からのあらゆる要求に対して無条件に服従したりすることを意味するものではな」いが「共同社会の福祉に対する生き生きとした責任感によって個人の行為が鼓舞されることを要求する」ものであることに触れている (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 89)。その上で T.H. マーシャルは義務を納税、保険料の拠出、教育、軍役、労働に具体化し (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 100)、シティズンシップを根拠として権利を要求するのであれば、それに伴って共同社会の福祉に対する強烈な責任感に裏打ちされた諸義務が生じると論じている。更に T.H. マーシャルは、社会的権利の付与について「社会的権利は一定の文明的な生活水準に対する絶対的な権利を含んでいるのだが、この絶対的な権利は、シティズンシップの一般的な義務を果たすことを唯一の条件にして与えられる」(T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 56) と社会的権利の付与には義務を履行することが必須であ

り、シティズンシップと権利と義務は互恵的な関係にあることに言及している。これらのことより、第3の批判に関しても妥当性があるとは言い難い。

それから、近代的なシティズンシップをナショナルなシティズンシップに限定してしまっており、その結果として移民や難民に対する権利保障が度外視されているという第4の批判である。T.H. マーシャルが「そもそもの定義からして国民的」(T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993:17)と述べているとおり、彼のシティズンシップ論における主要な関心は近代的な国民(nation)のシティズンシップにあったことは確かである。しかしながら、T.H. マーシャルのそもそものシティズンシップの定義は、「ある共同社会」の完全な成員である人びとに与えられた地位身分とされており、国民国家のみに限定されていたとは言い難い読みとすることも可能だろう。この第4の批判についても第2の批判と同様に慎重に検討する必要がある。

以上、T.H. マーシャルのシティズンシップ論に寄せられた主要な5つの批判から、岡野(2009)から寄せられた第5の批判を除いた4つの批判について検討してきたが、この作業を通じて、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は①もっぱらイギリス中心であり、他国においては適用できないという第2の批判と②近代的なシティズンシップをナショナルなシティズンシップに限定してしまっており、その結果として移民や難民に対する権利保障が度外視されているという第4の批判については簡単に退けることはできなく、一定程度の妥当性があり、より詳細に検討する必要があることが明らかとなった。次に上記の①、②の批判への応答可能性について検討し、T.H. マーシャルのシティズンシップ論が内包する現代的意義を明らかにする作業に移りたい。

## 5. 結論 —T.H. マーシャルのシティズンシップ論の現代的意義—

まず①の亀山やM. マンらから寄せられている、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は、もっぱらイギリス中心であり、他国においては適用できないという批判である。T.H. マーシャルはこの批判について特段の返答はしていない。

しかし、伊藤はこの批判に対して「早急すぎる」とし(伊藤 1996:167)、M. マンを援用しながらこの批判の応答を試みている。マンは前述の通り、T.H. マーシャルのシティズンシップ論について、他国に関する言及がないことを指摘しつつも、T.H. マーシャルのシティズンシップ論の焦点は、「経済的不平等と大衆参加の要求の間の緊張関係を探求することにあつた」ことに触れ、「それは全ての国々が解決を迫られた問題であり、他の諸国の分析にもその視点は、応用できる」ことについて言及している(Mann 1996; 伊藤 1996:167)。更にD. ヒーターは、T.H. マーシャルは同時代の視点にとらわれすぎていた、といわれるが、「それは実際にはかなり慎重を期したものであり、T.H. マーシャルの論文それ自体が「一連の講演をまとめたもの」であった結果として、「別の視点をとることはほとんど不可能」で、「その成り立ちからしてすでに限界をもっていた」ことについて触れ、「マーシャルがおかれていた状況を鑑みれば、他の選択肢があつたはずだとか、あるいはすべきことをしなかったからといって彼を批判するのはお門違い」であることに言及している(D. ヒーター 2012:41-42)。

次に②の近代的なシティズンシップをナショナルなシティズンシップに限定してしまっており、その結果として移民や難民に対する権利保障が度外視されているというB.S. タナー、岡野らから寄せられている批判につ

いてである。T.H. マーシャルは、前述のとおり、自身のシティズンシップ論について「定義からいって国民的」と述べているが、一方で「国民的共同社会はあまりに大きく縁遠いもの」であり、「この種の忠誠心を押しつけたり、それを持続的な推進力として活用したりするのは困難である」ことにも言及している（T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993：103）。さらに T.H. マーシャルは、「われわれが抱えている問題」を解決するには、地域コミュニティや職場集団などに向けられた「もっと限られた忠誠心」を発展させることの重要性にも触れている（T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993：103）。これらのことより、T.H. マーシャルは国家以外の社会や集団に対する忠誠心に対して肯定的なことは明白であり、国家への忠誠心を排他的に主張し、それ以外の社会の忠誠心を排除している訳ではないとも読み取ることができる<sup>5)</sup>。

また、J. クローリーは通常、諸権利はメンバーシップに由来するものとみなされるが、T.H. マーシャルは、諸権利の適切な組み合わせによって、それに先立つどのようなアイデンティティによっても決定されない形として、シティズンシップという形のメンバーシップを構成しうる可能性を立ち上げたことに言及し、T.H. マーシャルのシティズンシップ論の魅力は、上記のように通常のメンバーシップと諸権利の関係を裏返したことにあると論じている（Crowly, J. 1998：165；村上 2008：13）。

このことより、T.H. マーシャルのシティズンシップ論は、①、②の批判に応答できる可能性を有しており、その発展可能性という点で、現代においてなお一定の意義を有しているということができよう。

## 6. おわりに

本稿では、T.H. マーシャルとトム・ボットモアの著書『シティズンシップと社会的階級』に焦点をあて、T.H. マーシャルのシティズンシップ論の特徴と寄せられた主要な批判について概観し、その批判についての妥当性を検討するとともに、その作業を通じて、T.H. マーシャルのシティズンシップ論の現代的意義を提示することを試みてきた。ただし、T.H. マーシャル自身は、①の批判については特に何も応答はしていないし、②の批判については「何がしかの活力を提供するかもしれない」（T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993：103）という期待をよせている程度であり、『シティズンシップと社会的階級』のなかでは積極的に議論を展開している訳ではない。この点が T.H. マーシャルのシティズンシップ論の到達点であり、限界であるといえるのではないだろうか。

しかし、T.H. マーシャルが提示したシティズンシップ論は、イギリスに限定されたものとは言い切れず、また、移民や、マイノリティ、ジェンダー、あるいは貧困と格差といった現代社会の問題においても、今なお重要な示唆を与えることができる可能性を有しているということも明らかになった。

本稿の限界としては、『シティズンシップと社会的階級』の「シティズンシップ」にフォーカスした検討を行ったのみであり、シティズンシップと社会的階級の関係性については検討を行っていない。更に、T.H. マーシャルの論文「福祉資本主義の諸価値問題」およびその「追論」において論じられた、「ハイフン連結社会」論とシティズンシップの関係性も未検討である。また、本稿では取り扱えなかった岡野（2009）から寄せられた第5の批判についての検討も未だである。この不十分な点の分析は今後の課題としたい。今後とも T.H. マーシャルのシティズンシップ論の

現代的意義を明らかにする作業, そして, その作業において得られた成果を現代社会におけるシティズンシップ概念の再構築と精緻化に反映してゆくことができるよう, 研究を進めてゆくことを自身の課題としたい。

#### 〔注〕

- 1) T.H. マーシャルは, 1949年にケンブリッジ大学が主催する「A. マーシャル記念講義 (The Marshall Lectures)」に招かれ, 「シティズンシップと社会的階級 (Citizenship and Social Class)」と題された講義を行った。その翌年, T.H. マーシャルは, この講義原稿に若干の修正と他論文を加えて『シティズンシップと社会的階級 (Citizenship and Social class : and Other Essays)』という論文集を出版している。その後「シティズンシップと社会的階級」論文は, T.H. マーシャルが1963年に出版した『岐路にある社会学 (Sociology at the Crossroads : and Other Essays)』に再掲され, 更に T.H. マーシャルの他界後から11年が経過した1992年にボットモアの解説とともに『シティズンシップと社会的階級 (Citizenship and Social class)』として出版された。この経緯については石井(2010)が詳述している。
- 2) 亀山は, 近代の開始時期に関して, 「論者によってさまざまである。」としながら, 産業革命がヨーロッパに広がり, アメリカ独立やフランス革命が起きた18世紀後半以降を近代とする考えがある程度の一般的な理解となっていると論じている (亀山 2011 : 28)
- 3) この批判について T.H. マーシャル自身は, 19世紀の女性がおかれた状況について「婦人の地位身分, あるいは少なくとも既婚女性の地位身分は, いくつかの重要な点で独特のものだった」と述べている (T.H. マーシャル・トム・ボットモア 1993 : 23)。ヒーターは, このマーシャルの見解について, イギリスでは, 女性に参政権が与えられたのは1928年のことであり, 夫とは別に女性に課税されるようになったのは1990年であったことに触れ, T.H. マーシャルが「階級対立を超えた性差についての議論を省いてしまった」為, T.H. マーシャルの市民的権利は政治的権利に先立つという主張と市民的権利の確立過程は「人口の半分を占める女性の状況にはあてはまらないという事実を

いやいや認めることによってしか, 維持できない」ことを指摘している (D. ヒーター 2012 : 35)。この批判への応答はフェミニズムからの検討が必要となる。

- 4) 中村も, 19世紀のドイツでは, 不平等選挙法によって労働者の政治的権利が抑制されていた一方で, ビスマルクの社会保険法によって社会的権利の早期発展が生じていたことに言及し, 社会主義国家においては市民的権利と政治的権利の確立が不十分な中で, 社会的権利の発達が進んだことがしばしばあったことについて指摘している (中村 2012 : 139)。
- 5) 村上は, 「むしろ地域社会や職場など国家よりも小さな社会にシティズンシップの諸権利が重層的に保障されることにより, そこでも限定的な忠誠心が生まれ, それによって労働への義務が自覚され, 義務が果たされるようになるとマーシャルは考えているのではないか」と述べている (村上 2008 : 114)

#### 〔引用文献一覧〕

- ・ A. ギデنز著, 松尾精文・小幡正敏訳 (1999) 『国民国家と暴力』而立書房。
- ・ Crowley, J. (1998) The national Dimension of Citizenship in T. H. Marshall, *Citizenship Studies*, 2, (2), 165-178.
- ・ D. ヒーター著, 田中俊郎・関根政美訳 (2012) 『市民権とは何か』岩波書店。
- ・ G. デランティ著, 佐藤康行訳 (2004) 『グローバル時代のシティズンシップ—新しい社会理論の地平—』日本経済評論社。
- ・ 石井健司 (2010) 「T. H. マーシャルの市民資格 (citizenship) 論とその批判」『近畿大学法学』58 (2.3), 215-259.
- ・ 伊藤周平 (1996) 『福祉国家と市民権』法政大学出版社。
- ・ 亀山俊朗 (2011) 「シティズンシップとそのコミュニティ」木前利秋・亀山俊朗・時安邦治編『変容するシティズンシップ』白澤社, 26-66.
- ・ 亀山俊朗 (2012) 「近代的シティズンシップの成立と衰退」木前利秋・時安邦治・亀山俊朗編『葛藤するシティズンシップ』白澤社, 22-49.
- ・ Mann, M. (1996) Ruling Class Strategies and Citizenship, Martin Bulmer, Anthony Rees (eds) *Citizenship Today*, Routledge, 125-144.
- ・ 村上純一 (2008) 「T. H. マーシャルにおける, シティズンシップ, 帰属意識と社会的包摂—『忠誠心』と『社会遺産』の概念を軸にした『シ

ティズンシップと社会階級』の再解釈の試み—  
『国士館大学文学部人文学会紀要』(40), 124-110.

- 中村健吾 (2012) 「テーマ別研究動向 (シティズンシップ)」『社会学評論』63(1), 138-149.
- 岡野八代 (2009) 『シティズンシップの政治学増補版—国民・国家主義批判』白澤社.
- T. H. マーシャル・トム・ボットモア著, 岩崎信彦・中村健吾訳 (1993) 『シティズンシップと社会的階級—近現代を総括するマニフェスト』法律文化社.
- 時安邦治 (2011) 「シティズンシップ」井上俊・伊藤公雄編『政治・権力・公共性』世界思想社, 219-228.
- Turner, B. S. (1986) *Citizenship and Capitalism*, Allen and Unwin.
- Turner, B. S. (1990) Outline of a Theory of Citizenship, *Sociology*, 24(2), 189-217.
- W. キムリッカ著, 千葉 眞・岡崎晴輝訳者代表 (2005) 『新版 現代政治理論』日本経済評論社.

